

三鷹市公共工事の中間前払金取扱要綱

(通則)

第1条 三鷹市契約事務規則(昭和39年三鷹市規則第14号。以下「規則」という。)による公共工事の中間前払金に関する事務の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(中間前払金の対象)

第2条 規則第48条の2第1項に規定する中間前払金の対象は、三鷹市(以下「市」という。)が発注する土木工事、建築工事及び設備工事(以下「公共工事」という。)のうち、規則第48条第1項の規定により前金払をしたものとする。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定により中間前払をすることができるものに限る。

(中間前払金の使途制限)

第3条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(中間前払金の率)

第4条 規則第48条の2第1項に規定する中間前払金の率は、契約金額の2割とする。

(中間前払金の最高限度額)

第5条 前条の規定にかかわらず、中間前払金の最高限度額は、1件の契約につき1億円とする。

(中間前払金の制限)

第6条 第2条の規定により中間前払金の対象とされる工事であっても、規則第49条に規定する部分払を行うものについては、中間前払金を支払わない。

2 前項に定める場合のほか、市長が、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は中間前払金の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数計算)

第7条 中間前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前払金の対象及び率等の明示)

第8条 中間前払金の対象とされる工事及び中間前払金の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前払金に関する契約書の記載事項)

第9条 中間前払金を支払う工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載

するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
 - (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
 - (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
 - (4) 中間前払金の使途制限に関すること。
 - (5) 保証契約の変更にに関すること。
 - (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。
- (中間前金払にかかる認定)

第10条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、別記様式第1号による請求があった場合は、市は直ちに調査を行わなければならない。

3 前項の調査は、工事主管課長が行うものとし、工事主管課長はその結果が妥当と認めるときは、認定調書（別記様式第2号）を作成のうえ、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第11条 中間前払金の請求は、前条による認定後、速やかに、当該中間前払金に係る保証事業会社の保証証書の原本1通及び写し1通を市に提出させたうえ、行わせるものとする。

2 前項の保証証書の原本及び写しについては、原本は契約事務取扱担当者が保管し、写しは支出負担行為の証拠書類として添付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

4 中間前払金の請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内にこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還)

第12条 規則第48条第3項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第4条に規定する率等を適用して算出した中間前払金額と既に支払済みの中間前払金額との差額とする。

2 前項の規定により、中間前払金を追加払する場合においても、中間前払金の合計金額は1億円を超えることができないものとする。

3 規則第48条第3項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契

約変更の日以後、次条の規定による保証契約変更後の保証証書を市に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。

4 規則第48条第3項の規定により中間前払金を返還させるときは、契約金額を変更した日から市が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に三鷹市工事請負標準契約約款（以下「標準契約約款」という。）に定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

5 規則第48条第3項の規定にかかわらず、残工期が30日未満のときその他市長が必要がないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第13条 規則第48条第3項の規定により中間前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市に提出させるものとする。

2 契約の相手方は、既定の工期が変更された場合には、市長に代わり保証事業会社に対し工期の変更を通知するものとする。

3 規則第48条第3項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市に提出させるものとする。

（保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還）

第14条 規則第48条第4項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第48条第4項第1号又は第3号の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に標準契約約款に定める率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

3 規則第48条第4項第2号の規定により中間前払金を返還させる場合には、市長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に標準契約約款に定める率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

（2年度以上にわたる工事の中間前金払）

第15条 2年度以上にわたる工事であっても、中間前払金は契約金額の2割に相当する額を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る中間前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第16条 債務負担行為を伴う工事であるため第6条第2項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、市長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

(適用期日)

第17条 この要綱は、平成21年3月1日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。